

東かがわ市告示第41号

東かがわ市犯罪被害者等転居費用助成金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月27日

東かがわ市 上村 一郎

東かがわ市犯罪被害者等転居費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東かがわ市犯罪被害者等支援条例（令和7年条例第 号。以下「条例」という。）第8条及び第10条に基づき、犯罪被害者等が受けた経済的負担の軽減及び当該者の居住の安定を図るため、予算の範囲内において、東かがわ市犯罪被害者等転居費用助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 条例第2条第1号に定める犯罪等のうち、人の生命、身体又は自由を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

(2) 犯罪被害者 犯罪行為により害を被った者をいう。

(3) 遺族 次のいずれかに該当する者であって、犯罪被害者が被害を受けた当時において、犯罪被害者と同居していた者をいう。

ア 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又はパートナーシップ（東かがわ市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和2年東かがわ市告示第111号。以下「パートナーシップ要綱」という。）第2条第2号に規定するパートナーシップをいう。以下同じ。）の関係にあり、パートナーシップ要綱第7条第1項の規定による証明書（以下この号において「証明書」という。）の交付を受けた者を含む。）

イ 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(4) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき定めた本市の住民基本台帳に記録されている者又は次のアからカまでのいずれかに該当する者であって、やむを得ない事情により本市の住民基本台帳に記録されずに市内に居住している者

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条

第1項に規定する配偶者からの暴力を受けた者

イ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第4項に規定するストーカー行為に係る被害を受けた者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けた者

エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けた者

オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待を受けた者

カ アからオまでに掲げるもののほか、本市の住民基本台帳に記録することによって、自己の生命又は身体に危害を受けるおそれのある者

（交付の要件）

第3条 助成金は、次の各号に掲げる要件を満たすときに交付するものとする。

- （1） 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた犯罪行為であること。
- （2） 犯罪被害者が被害を受けた犯罪行為が次のア又はイのいずれかに該当すること。
 - ア 別表に掲げる罪に該当する犯罪行為
 - イ その他助成金を交付することが特に必要であると市長が認める犯罪行為
- （3） 犯罪行為による被害を受けた際、原則として、警察にその被害届等が提出されており、かつ、当該事実が警察等の関係機関への照会等により確認することができること。

（交付の対象者）

第4条 助成金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、前条に掲げる要件を満たす犯罪行為による被害を受けた当時において、市民である犯罪被害者又は遺族であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 転居前の住居又はその付近において当該犯罪行為による被害を受けたために、当該住居に居住し続けることが困難となった者
- （2） 二次被害又は再被害を受けた若しくは受けるおそれがあるために、転居前の住居に居住し続けることが困難となった者
- （3） 犯罪行為による傷害、後遺障害、家族構成員の死亡等により、転居前の住居に居住し続けることが困難となった者

2 同一の事案について、同居の親族に交付対象者が複数いるときは、その1人に対してなされた助成金の交付は同居の交付対象者全員に対してなされたものとする。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、交付対象者の転居に係る次の各号に掲げる費用の合計額とし、同一の事案について助成金の交付の対象となる転居は1回、その額は20万円を上限とする。

- (1) 家財等の運送に要した費用
- (2) 荷造り等のサービス（当該運送業者が行ったものに限る。）に要した費用
- (3) その他市長が認める費用

(助成の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金を交付しないことができる。

- (1) 犯罪被害者又は遺族が、他の公的な機関から転居費用に係る当該助成金と同種の助成金等の給付を受けている場合
 - (2) 当該犯罪行為による被害を受けた当時において、犯罪被害者又は遺族と加害者との間に親族関係（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者若しくはパートナーシップの関係にあった者を含む。）があった場合。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者で交付対象者に該当する場合は、この限りでない。
 - (3) 犯罪被害者又は遺族が、当該犯罪行為を誘発した場合、その他の当該犯罪行為による被害につき、犯罪被害者又は遺族にも、その責めに帰すべき行為があった場合
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、助成金を交付することが社会通念上適切でないと市長が認める場合
- 2 市長は、犯罪被害者又は遺族が、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、市長が別に定める場合を除き、助成金を交付しないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

(交付の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、東かがわ市犯罪被害者等転居費用助成金交付申請書（様式第1号）に犯罪被害に関する申立書（様式第2号）及び次の各号に掲げる交付の申請をす

る者（以下「申請者」という。）の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、東かがわ市犯罪被害者等生活支援金の給付を受けた者が交付の申請をするときは、犯罪被害に関する申立書（様式第2号）の提出を省略することができる。

（1） 犯罪被害者 次のアからオまでに掲げる書類（ア及びエについては、東かがわ市が保有する個人情報を利用することについて同意し、これを確認できる場合には省略することができる。）

ア 申請者が、犯罪行為による被害を受けた当時において、市民であったことを確認することができる書類

イ 別表の16に規定する犯罪行為による被害を受けた者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に要する日数に関する医師の診断書その他これに類する証明書

ウ 転居に際して当該運送業者等が作成した見積書（その内訳書を含む。）及び領収書

エ 転居前及び転居後の住居それぞれの住所を確認することができる書類

オ その他市長が必要と認める書類

（2） 遺族 次のアからカまでに掲げる書類（アからウまで及びオについては、東かがわ市が保有する個人情報を利用することについて同意し、これを確認できる場合には省略することができる。）

ア 犯罪被害者が犯罪被害を受けた当時において、申請者が、市民であったこと及び犯罪被害者と同居していたことを確認することができる書類

イ 犯罪被害者の死亡診断書、その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡年月日を確認することができる書類の写し

ウ 申請者と犯罪被害者との続柄を証明する書類

エ 転居に際して当該運送業者等が作成した見積書（その内訳書を含む。）及び領収書

オ 転居前及び転居後の住居それぞれの住所を確認することができる書類

カ その他市長が必要と認める書類

2 交付対象者がやむを得ない事情により当該助成金の申請をすることができない場合は、次の各号のいずれかに該当する者が当該交付対象者に代わって申請することができる。

（1） 法定代理人

（2） 交付対象者と同居の親族

（3） 交付対象者の身の回りの世話をしている者等で市長が認める者

（申請の期限）

第8条 前条の規定による申請は、当該犯罪行為による被害を知った日から1年を経過したときは、

することができない。ただし、申請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(交付の決定)

第9条 市長は、第7条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査するとともに必要に応じて関係機関への照会等を行い、助成金の交付の適否を決定し、東かがわ市犯罪被害者等転居費用助成金交付可否決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとし、助成金の交付を決定したときは、その申請者に助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、東かがわ市犯罪被害者等転居費用助成金交付取消通知書（様式第4号）により、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 当該助成金の交付を受ける資格がないと判断したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により当該助成金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該助成金の交付の決定を取り消すことが適当であると市長が認めるとき。

(助成金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に発生した犯罪行為に係る助成金の交付について適用する。

別表（第3条関係）

	対象となる罪
1	殺人罪（刑法第199条の罪であり、未遂を含む。）
2	強盗致死傷罪（刑法第240条の罪であり、未遂を含む。）
3	強盗・不同意性交等罪及び強盗・不同意性交等致死罪（刑法第241条の罪であり、同条第3項の未遂を含む。）
4	不同意性交等罪（刑法第177条の罪）
5	不同意わいせつ罪（刑法第176条の罪）
6	監護者わいせつ罪・監護者性交等罪（刑法第179条の罪）
7	不同意わいせつ等致死傷罪（刑法第181条の罪）
8	未成年者略取及び誘拐罪（刑法第224条の罪）
9	営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第225条の罪）
10	身の代金目的略取及び誘拐罪（刑法第225条の2の罪）
11	所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第226条の罪）
12	人身売買罪（刑法第226条の2の罪）
13	逮捕及び監禁罪（刑法第220条の罪）
14	逮捕等致死傷罪（刑法第221条の罪）
15	傷害致死罪（刑法第205条の罪）
16	傷害罪（刑法第204条の罪）のうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの

年 月 日

東かがわ市長

東かがわ市犯罪被害者等転居費用助成金交付申請書

申請者 住所

氏名

電話番号

犯罪被害者との続柄（ ）

東かがわ市犯罪被害者等転居費用助成金交付要綱第7条の規定により、必要書類を添えて次のとおり東かがわ市犯罪被害者等転居費用助成金の交付を申請します。

なお、東かがわ市犯罪被害者等転居費用助成金交付要綱の規定を遵守し、同意・確認事項に同意します。

1 被害を受けた方	☐ 別添「犯罪被害に関する申立書」のとおりに
2 対象要件	(被害の状況) ☐ 別添「犯罪被害に関する申立書」のとおりに
	(居住が困難となった理由) ☐ 住居又はその付近において被害を受けたため ☐ 二次被害又は再被害を受けた若しくは受けるおそれがあるため ☐ 犯罪行為による傷害、後遺障害、家族構成員の死亡等のため

3 申請内容	転居前住所	
	転居後住所	☐ 申請者欄に同じ ☐ その他 〒
	転居年月日	年 月 日
	申請額	円

4 振込先	金融機関名		店舗名	
	口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			

5 添付書類	被害者の場合	☐ 申請者が、犯罪被害を受けた当時において、市民であったことを確認することができる書類 ☐ 傷害罪に該当する犯罪行為による被害を受けた場合は、負傷又は疾病の状態及び療養に要する日数に関する医師の診断書その他これに類するの証明書 ☐ 転居に際して当該運送業者等が作成した見積書（その内訳書を含む。）及び領収書 ☐ 転居前及び転居後の住居それぞれの住所を確認することができる書類 ☐ その他市長が必要と認める書類
	遺族の場合	☐ 犯罪被害者が犯罪被害を受けた当時において、申請者が、市民であったこと及び犯罪被害者と同居していたことを確認することができる書類 ☐ 犯罪被害者の死亡診断書、その他該当犯罪被害者の死亡の事実及び死亡年月日を確認することができる書類の写し ☐ 申請者と犯罪被害者との続柄を証明する書類 ☐ 転居に際して当該運送業者等が作成した見積書（その内訳書を含む。）及び領収書 ☐ 転居前及び転居後の住居それぞれの住所を確認することができる書類 ☐ その他市長が必要と認める書類

☐ 上記添付書類の省略のため、東かがわ市が保有する個人情報の利用（住民票、戸籍等の関係書類に関する調査）に同意します。

年 月 日

東かがわ市長

犯罪被害に関する申立書

申立者 住所

氏名

電話番号

被害者との続柄（ ）

私は、犯罪被害の発生状況等、当該助成金の交付の申請に関し必要な事について、警察へ確認すること及び必要に応じて警察又は検察当局に事件の処理状況（送検の確認又は処理状況等）を調査・確認することに同意いたします。

被害の概要

被害者の氏名 ふりがな			
被害者の生年月日	年	月	日
被害者の住所 (被害時)			
被害届の提出	有 ・ 無		
被害届受理番号		被害届提出日	年 月 日
届出警察署	県・府・都・道		警察署
被害年月日	年	月	日
被害場所			
罪種	☐ 殺人 ☐ 強盗・不同意性交等及び致死傷 ☐ 不同意わいせつ ☐ 不同意わいせつ等致死傷 ☐ 人身売買 ☐ 逮捕等致死傷 ☐ 傷害（全治1か月以上） ☐ その他（ ） ☐ 強盗致死傷 ☐ 不同意性交等 ☐ 監護者わいせつ・性交等 ☐ 略取及び誘拐 ☐ 逮捕及び監禁 ☐ 傷害致死		
加害者	☐ 加害者不明 ☐ 親族でない ☐ 親族である（続柄： ）		
備考			

第 号
年 月 日

様

東かがわ市長



東かがわ市犯罪被害者等転居費用助成金交付可否決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、東かがわ市犯罪被害者等転居費用助成金については、
下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

- 1 次のとおり転居費用助成金を交付します。

助成金額 円

- 2 次の理由により転居費用助成金を交付しません。

理由：

第 号
年 月 日

様

東かがわ市長



東かがわ市犯罪被害者等転居費用助成金交付取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した東かがわ市犯罪被害者等転居費用助成金について、東かがわ市犯罪被害者等転居費用助成金交付要綱第10条に基づき、東かがわ市犯罪被害者等転居費用助成金の交付決定を取り消したので、下記のとおり通知します。

既に交付した当該助成金がある場合は、東かがわ市犯罪被害者等転居費用助成金交付要綱第11条に基づき、下記とおり返還を求めます。

記

1 取消対象額

2 取消理由

3 既に交付した助成金がある場合、その返還について

(1) 返還を命じる額

円

(2) 返還期限

年 月 日まで